

ウクライナ避難民生活支援事業

市民活動推進課

事業費：1,680 千円

事業の概要

令和4年2月24日から続くロシアのウクライナ侵攻により、大勢のウクライナ国民が国外への避難を余儀なくされている。日本へも8月3日時点で1,670の方が避難されている状況である。

この状況が今後も継続または悪化することにより、ウクライナから本市へ避難されてきた場合に、当該対象者へ生活準備のための一時金を支給し当面の生活を支援する。

事業内容・事業費内訳等

■生活準備一時金

| | |
|-------------|----------|
| 支援対象者が1人の世帯 | 304,000円 |
| 〃 2人の世帯 | 560,000円 |
| 〃 3人以上の世帯 | 816,000円 |

■事業費積算根拠 1人世帯+2人世帯+3人世帯の計3世帯分を想定
1人世帯 304,000円+2人世帯 560,000円+3人世帯 816,000円=1,680,000円

※そのほかの支援として、避難者の状況に応じ市営住宅等の一時提供も行う。

【参考：その他の支援】

■出入国在留管理庁

身元保証人が居ない方に対し、ホテル一時滞在費やホテル退所後の生活費用の支援、生活相談等の実施

■公益社団法人 日本財団

身元保証人が居る方に対し、日本への渡航費、生活費、住環境整備費の支給

■鹿児島県（国際交流課）

ウクライナ避難民支援窓口の設置、本県への避難を希望する方との面会、支援に係る市町村との連絡調整等の実施